

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県 獣医師会 会報

第725号

令和6年3月20日編集

発行所
公益社団法人 埼玉県獣医師会
〒330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-340
(埼玉県農業共済会館内)
電話 048(645)1906
FAX 048(648)1865
E-mail : s-vma@vesta.ocn.ne.jp
URL : <https://www.saitama-vma.org/>
振替口座 00110-9-195954番

発行責任者 中村 滋

編集責任者 高橋 一成

印刷所 (株)アサヒコミュニケーションズ

記事の内容

高橋三男名誉会長旭日小綬章受章祝賀会開催
される……………1
重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) ウイルスの
患者から医療従事者への感染事例について…5

ひろば

埼玉県獣医師会学術講習会 (西支部担当) の
開催報告……………8
埼玉県獣医師会学術講習会 (北支部担当) の
開催報告……………8
埼玉県獣医師会学術講習会 (さいたま市支部
担当) の開催報告……………9
埼玉県獣医師会ゴルフ同好会第155回コンペ
報告……………10

お知らせ

埼玉県からのお知らせ……………11
日本獣医師会からのお知らせ……………19

埼玉県獣医師会学術広報版……………25

事務局より

事務局メモ……………26

編集後記……………28

公益社団法人 埼玉県獣医師会 会員憲章

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は、それぞれの職域において、その責務を遂行し、県民の福祉増進に寄与するため、ここに会員憲章を定めま

す。

わたくしたち埼玉県獣医師会会員は

1. 動物の生命を守り、ひとびとの生活を豊かにしよう
1. 獣医学術を研鑽向上し、確信を持って業務に邁進しよう
1. 動物愛護思想を向上し、心豊かな生活をしよう
1. 環境衛生を向上し、福祉増進の実をあげよう
1. 職域を尊重し、倫理の昂揚をはかろう

高橋三男名誉会長旭日小綬章受章祝賀会開催される

令和6年2月18日(日)、午後4時からパレスホテル大宮ローズルームにおいて、大野元裕埼玉県知事を発起人代表とする19名の発起人の呼びかけにより、(公社)埼玉県獣医師会高橋三男名誉会長の旭日小綬章受章記念祝賀会が開催されました。360名に及ぶ各界各層の出席者が集まり、埼玉県獣医師会からも約70名の会員が出席しました。中村会長は発起人として式典の部の開きを宣言するとともに、清水勇人さいたま市長が乾杯の発声をした祝宴の部では高橋名誉会長にエールを送りました。会は終始和やかな雰囲気が進み、午後7時45分にお開きとなりました。大野知事は閉宴後も発起人代表として高橋三男名誉会長御夫妻とともに最後まで出席者のお見送りをさせていただきました。



受章者高橋三男ご夫妻を囲む発起人の皆様

前列左から 大島修一埼玉県歯科医師会会長、古川俊治埼玉県獣医師連盟顧問・参議院議員、藏内勇夫日本獣医師会会長・世界獣医師会次期会長、大野元裕埼玉県知事(発起人代表)、高橋三男ご夫妻、清水勇人さいたま市長、中村滋埼玉県獣医師会会長、金井忠男埼玉県医師会会長、立石泰広埼玉県議会議長

後列左から 池田一義さいたま商工会議長連合会会長、宇佐美晃日本獣医師会関東地区理事、境政人日本獣医師会専務理事、江原大輔さいたま市議会議長、鳥海弘日本獣医師会副会長、小野恭利関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長、村中志朗日本獣医師連盟委員長、上野弘道日本獣医師会東京地区理事(代理 高橋恒彦東京都獣医師会副会長)、荻野洋埼玉高速鉄道株式会社代表取締役社長

I 発起人(敬称略)

- 1 埼玉県知事 大野元裕(発起人代表)
- 2 さいたま市長 清水勇人
- 3 公益社団法人日本獣医師会会長 藏内勇夫
- 4 公益社団法人埼玉県獣医師会会長 中村 滋

- 5 埼玉県獣医師連盟顧問・参議院議員 古川俊治
- 6 一般社団法人埼玉県医師会会長 金井忠男
- 7 一般社団法人埼玉県歯科医師会会長 大島修一
- 8 埼玉県議会議長 立石泰広
- 9 さいたま市議会議長 江原大輔
- 10 公益社団法人日本獣医師会副会長 鳥海 弘
- 11 公益社団法人日本獣医師会専務理事 境 政人
- 12 日本獣医師会東京地区理事・東京都獣医師会会長
上野 弘道
(代理 東京都獣医師会副会長 高橋恒彦)
- 13 日本獣医師会関東地区理事・茨城県獣医師会会長
宇佐美 晃
- 14 日本獣医師連盟委員長 村中志朗
- 15 日本大学学長 酒井健夫
- 16 埼玉県商工会議所連合会会長・さいたま市商工会議所
会頭 池田一義
- 17 関東信越税理士会埼玉県支部連合会会長 小野恭利
- 18 関東信越青色申告会連合会会長・群馬県青色申告会連合会
会長 割田一敏
- 19 埼玉高速鉄道株式会社代表取締役社長 荻野 洋



発起人代表挨拶
大野元裕知事



発起人挨拶
藏内勇夫会長



式典の部開式のことば
中村滋会長



祝 辞
新藤義孝経済再生担当大臣



発起人挨拶
古川俊治参議院議員



発起人挨拶
金井忠男埼玉県医師会会長

Ⅱ 高橋三男先生旭日小綬章受章祝賀会 式典の部 式次第
(16:00~17:00)

- 1 受章者入場
- 2 開式のことば (公社)埼玉県獣医師会会長
中村 滋
- 3 発起人紹介
- 4 発起人代表挨拶 埼玉県知事 大野元裕様
- 5 発起人挨拶
 - (1) (公社)日本獣医師会会長 藏内勇夫様
 - (2) 埼玉県獣医師連盟顧問
・参議院議員 古川俊治様
 - (3) (一社)埼玉県医師会会長 金井忠男様
 - (4) (一社)埼玉県歯科医師会会長 大島修一様
 - (5) 埼玉県商工会議所連合会会長 池田一義様
 - (6) 埼玉県議会議長 立石泰広様
 - (7) さいたま市議会議長 江原大輔様
- 6 祝 辞
 - (1) 経済再生担当大臣・衆議院議員 新藤義孝様



祝 辞
村井英樹内閣官房副長官



祝 辞
枝元真徹前農林水産
事務事官



受章者謝辞
高橋三男名誉会長、美恵子夫人

- (2) 内閣官房副長官・衆議院議員 村井英樹様
 (3) 前農林水産事務次官・(一社)大日本水産会
 会長 枝元真徹様

7 花束・記念品贈呈

- (1) 花束贈呈：お孫さん(高橋二衣那さん：小学5年)から受章者へ
 お孫さん(高橋拓三さん：小学1年)から美恵子夫人へ
 御夫妻からお孫さんにお返しのプレゼント
 (2) 記念品贈呈：お孫さん(高橋心寧さん：中学3年)
 お孫さん(菊池風香さん：高校3年)から受賞者へ
 (3) 記念品贈呈：お孫さん(菊池健太さん：大学3年)から美恵子夫人へ
 御夫妻からお孫さんにお返しのプレゼント
 (4) 記念品贈呈：(公社)埼玉県獣医師会会長 中村 滋から目録を受章者へ

8 受章者謝辞 高橋三男

9 閉式のことば (公社)日本獣医師会副会長・(公社)神奈川県獣医師会会長 鳥海 弘様

Ⅲ 高橋三男先生旭日小綬章受章祝賀会 祝宴の部 式次第 (17:00~19:00)

1 開宴のことば (公社)埼玉県獣医師会副会長 大橋邦啓

2 祝辞 (一社)全国青色申告会連合会会長
 伊藤升吾様

3 乾杯 さいたま市長 清水勇人様

4 受章者テーブル回り(スライドショー上映)

5 祝辞 復興大臣・衆議院議員 土屋品子様

6 祝辞(マイクリレー)

(1) 衆議院議員・参議院議員

(2) 埼玉県議会議員：代表者 埼玉県議会議員
 小島信明様

(3) 市町村長：代表者 本庄市長 吉田信解様

(4) さいたま市議会議員・市町村議会議員

：代表者 さいたま市議会議員 鶴崎敏康様

(5) 行政関係(国・埼玉県)：代表者 埼玉県副知事
 砂川裕紀様

(6) 行政関係(さいたま市)：代表者 さいたま市副市長 日野 徹様

(7) 商工会議所関係：代表者 さいたま商工会議所副会頭 松永大祐様

(8) 日本大学校友会関係：代表者 日大校友会埼玉県支部支部長 堀部和政様

7 親族代表謝辞 受章者長男 (公社)埼玉県獣医師会理事 高橋一成

8 エール (公社)埼玉県獣医師会会長 中村 滋

9 締め 東京大学名誉教授 辻本 元様

日本大学獣医学科教授 亘 敏広様

10 閉宴のことば (公社)埼玉県獣医師会副会長 宗像俊太郎



祝辞
 伊藤升吾全国青色申告会
 連合会会長



乾杯
 清水勇人さいたま市長



祝辞
 土屋品子復興大臣



親族代表謝辞
 高橋一成理事



中村会長によるエール



開宴のことば
大橋副会長



閉宴のことば
宗像副会長



出席した役員・会員を中心に受付業務(写真左)、警備業務：金属探知機(写真右)を担当しました。

5 日 獣 発 第 384 号
令和 6 年 3 月 26 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルスの
患者から医療従事者への感染事例について**

このことについて、令和 6 年 3 月 19 日付け事務連絡により厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、本邦で初めてとなる重症熱性血小板減少症候群（SFTS）ウイルスのヒト-ヒト感染（患者から医療従事者への感染）事例が確認されたため、「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）に係る注意喚起について」（平成 29 年 7 月 24 日付け健感発 0724 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）、並びに「ダニ媒介感染症の予防啓発及び対策の推進について（協力依頼）」（令和 5 年 5 月 22 日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）について、改めて周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

本邦で初めて確認された重症熱性血小板減少症候群のヒト-ヒト感染症例

重症熱性血小板減少性症候群 (severe fever with thrombocytopenia syndrome : SFTS) は、SFTS ウイルス (SFTSV) により引き起こされる新興ウイルス感染症である。SFTS を発症した患者には、突然の発熱、下痢や下血といった消化器症状とともに血小板減少と白血球減少がみられ、重症例は多臓器不全に陥り死亡する。日本における致命率は 27% と高く¹⁾、現在までに SFTS に対して確立した特異的治療はない。感染経路は主にはマダニ刺咬と考えられているが、ヒトからヒトへの感染例が中国や韓国からは報告されている²⁾。2013 年に日本で初めての SFTS 患者が報告されて以来³⁾、わが国ではヒト-ヒト感染は認められていなかったが、今回我々は日本で初めてのヒト-ヒト感染例を確認したため報告する。

症例

医師 A は 20 代男性で当院に勤務していた。2023 年 4 月に、90 代男性患者が食思不振、発熱、体動困難にて当院の救急外来を受診した。医師 A はサージカルマスクを装着して患者の間診と、手袋をせずに身体診察を行ったが、患者の体液に直接接触するような診察や処置はしなかった。血液検査で白血球減少、血小板減少、LDH や肝酵素の上昇があり、SFTS が疑われて患者は緊急入院となり、医師 A は担当医となった。入院後に別医師が、キャップ、ゴーグル、サージカルマスク、ガウン、一重手袋を装着し、中心静脈カテーテルを挿入した。患者は個室管理され、医療従事者はゴーグル、サージカルマスク (または N95 マスク)、ガウン、一重手袋を着用して診察にあたった。患者は入院後翌日に SFTS と確定診断されたが、その後に意識障害やけいれんが出現して急速に全身状態が悪化し、3 日間の経過で死亡した。死後に医師 A は、サージカルマスク、ガウン、一重手袋を着用して留置していた中心静脈カテーテルを抜き、出血が止まりにくかった抜去部の縫合処置を行った。その際にはゴーグルは着用していなかった。また、縫合処置の際の針刺し事故は生じなかった。

患者との初めての接触から 11 日後 (患者死亡の 9 日後) に、医師 A は 38°C の発熱と頭痛を自覚した。次第に関節痛、下痢、食思不振、乾性咳嗽をともなうようになり、発症 5 日後の血液検査で SFTS を疑う異常所見 (白血球 2000 / μ L、血小板 7.8×10^4 / μ L、AST 76 IU/L、LDH 276 IU/L) がみられたことから、SFTSV の RT-PCR 検査が行われ、SFTS の確定診断に至った。経過観察のみで症状は徐々に軽快し、発症 12 日目には血液検査所見も改善した。医師 A には、SFTS 発症前にマダニに刺されるような野外活動歴はなく、ペット飼育歴もなかった。

患者および医師 A の血清検体より逆転写リアルタイム PCR で検出されたウイルスのコピー数は、それぞれ 7.2×10^6 コピー/mL、 3.9×10^2 コピー/mL であった。それぞれの SFTSV 遺伝子を、サンガー法および次世代シーケンサーを用いて配列決定し比較したところ、配列を決定し得た M segment (ウイルス相補鎖 RNA における 1382 番目から 2042 番目の 661 塩基) と S segment (ウイルス相補鎖 RNA における 389 番目から 651 番目の 263 塩基) 部分においては 100% の相同性が認められた。両者の SFTSV は同一のウイルスと考えられたため、患者から医師 A へのヒト-ヒト感染事例と診断した。

なお、患者に接した他の医療従事者には、SFTS 感染を疑う症状は認めなかった。患者入院中、家族は面会時にサージカルマスク、ガウン、手袋を装着していた。病院から自宅へ遺体の搬送を行った葬儀関係者は、マスクと手袋のみの装着であった。その後当院の周辺地域管轄の保健所に確認をしたところ、患者家族および葬儀関係者の感染の報告はなかった。

考察

SFTS のヒトからヒトへの感染は中国や韓国から複数報告²⁾されているが、本例は国内で初めてのヒト-ヒト感染事例となる。SFTS 患者の診療における医療現場での个人防护具使用については、粘膜を保護するマスクやアイガードに加えて、血液や体液で汚染されやすい手指や体幹前面には、二重手袋とエプロンの装着が推奨されている⁴⁾。さらに、心肺蘇生術や気管挿管などエアロゾルの発生し得る行為に際しては、N95 マスクの装着が望ましい。本件の聞き取り調査からは、患者から医師への感染が成立した機会として2つの可能性があげられた。第1は初診救急外来にてサージカルマスクのみ装着して行った診察時であり、第2は死後処置時である。とくに死後処置時には、医師Aは一重手袋、ガウン、サージカルマスクは装着していたが、アイガードは使用していなかった。中心静脈カテーテルの抜去や縫合処置は、直接ではないにしても血液に曝露される機会であった。結膜からの飛沫感染、あるいは个人防护具を外す際に血液に接触した可能性も考えられた。

今後、本例のようなヒト-ヒト感染を予防するためには、SFTS の診療の手引きに準じ⁴⁾、標準予防策および経路別予防策をさらに徹底すべきである。特に、本症例のような重症患者であれば、中心静脈カテーテル挿入や止血処置などの、観血的手技・処置を実施する可能性がある。そのような処置で血液が飛散する可能性がある場合は、目の防護（フェイスシールドやアイガードなど）も行うなど、感染予防対策を徹底するように医療従事者への注意喚起が必要である。また、SFTS クラスタ感染を検討した報告では遺体の血液との接触はより感染リスクが高いとの報告もある⁵⁾。死後処置においても血液が飛散する可能性がある場合は、同様の感染対策を行うことが必要である。

参考文献

- 1) Kobayashi Y, *et al.*, *Emerg Infect Dis* 26: 692-699, 2020
- 2) Fang X, *et al.*, *PLoS Negl Trop Dis* 15: e0009037, 2021
- 3) Takahashi T, *et al.*, *J Infect Dis* 209: 816-827, 2014
- 4) 加藤康幸, 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) 診療の手引き改訂新版 2019 年
- 5) Chen Q, *et al.*, *Infect Dis Poverty* 11: 93, 2022

JA 山口厚生連周東総合病院

消化器内科 清時 秀

研修医 黒高遼太郎

感染対策室 田中宏壮

山口大学医学部附属病院

第三内科 徳永良洋

感染研ウイルス第一部

下島昌幸

吉河智城

海老原秀喜

埼玉県獣医師会学術講習会(西支部担当)開催報告

西支部長 堅木 道夫
 学術委員会委員長 宗像俊太郎
 学術委員 岩崎 隆

西支部では令和6年2月25日(日)、京都大学医生物学研究所准教授の宮沢孝之幸先生をお招きして、「動物とヒトのコロナウイルスとワクチン戦略」という演題でウイルス学の講義をしていただきました。

講義内容は、ウイルス学一般から難解な分子生物学の最新情報、そして新型コロナウイルス及びコロナウイルスワクチンについてまで、非常に多岐にわたる深い内容でしたが、宮沢先生の分かり易くテンポの良い心のこもった講義のお蔭で、およそ3時間という長時間、参加者全員が気を散らすことなく食い入るように参加しておりました。講義中の先生そして参加者の熱気はここ数年経験した事のない熱量でした。宮沢先生からも参加者の皆様にお褒めの言葉をいただきました。

〈参加者内訳〉

出席者	さいたま支部	南支部	西支部	北支部	東支部	団体支部	会員外
29名	0名	1名	19名	0名	0名	5名	4名

埼玉県獣医師会学術講習会(北支部担当(Web開催))開催報告

北支部長 山口 達也
 学術委員会委員長 宗像俊太郎
 北支部学術委員 山本 慎也

令和6年3月6日(水)、北支部担当として米国獣医画像診断学専門医の村上正紘先生(米国パデュー大学)にお越しZoom形式のオンライン講習会を実施しました。

「超音波検査で私達は何を見ているのか? 超音波物理学で理解するエコー源性の世界」と題して、前半では日々の臨床の中でなかなか学ぶことが出来ない超音波の特性について学び、後半ではその特性を理解することで見えてくる、単なる「総合わせ」ではない超音波診断についてお話していただきました。

普段何気なく行っている超音波検査ですが、ポイントとなる超音波物理学の特性をおさえることで異常所見の理解がより一層深まることを学びました。日々の超音波診断のレベルアップにつながる有意義な講習会となりました。

〈参加者：会員52名〉

埼玉県獣医師会学術講習会(さいたま市支部担当)開催報告

さいたま市支部長 大澤 健
 学術委員会委員長 宗像俊太郎
 学術委員 滝沢 直樹

さいたま市支部では令和6年1月に続き、3月10日(日)、さいたま市開業、大宮クレールどうぶつ眼科の中泉直樹先生に「犬猫の眼科診療について2」と題して対面講義をしていただきました。

講義では前回の各論の続きで緑内障と水晶体脱臼についてご講義いただきました。緊急性の高いこれらの疾患の症状、検査、診察・治療の注意点、二次診療施設への紹介のタイミング等について、症例を交えてわかりやすく詳しくお話しいただきました。参加者からは、猫の瀰漫性虹彩メラノーマの経過観察や手術のタイミング等について活発な質問がありました。

〈参加者内訳〉

出席者	さいたま市支部	南支部	西支部	北支部	東支部	団体支部	会員外
28名	16名	5名	0名	0名	0名	6名	1名

広告

人が食べるものと同じだけ安全で
美味しいものを愛犬にも与えたい。

ドクタークレド
Dr. CREDO

胃腸と皮膚が気になる
No.1
 成犬用 総合栄養食

血流と健康が気になる
No.2
 中・高齢犬用 総合栄養食

体重と健康が気になる
No.3
 成犬用 総合栄養食

こだわりの国産品。
いつでも新鮮! 小分けパック。

下部尿路に **No.1**

体重管理に **No.2**

7歳から **No.3**

美味しさに
自信

ドクターイデア
Dr. IDEA

愛犬・愛猫のトータルサポートフード 着色料不使用 自然源由来の酸化防止剤

森久保CAメディカル株式会社

神奈川: 046-206-5713 山梨: 055-267-6758 東京: 042-564-2381 埼玉: 04-2968-0881
 三郷: 048-948-2112 茨城: 0296-54-6101 千葉: 043-309-5430

第155回 埼玉県獣医師会ゴルフ同好会コンペ結果報告

埼玉県獣医師会ゴルフ同好会会長 長谷川繁雄

幹事 南支部 石黒 富雄・さいたま市支部 小塚 正人・北支部 山田 和男

前日の強風も収まり春の陽気が感じられる空気の中、鴻巣カントリークラブに於きまして第155回埼玉県獣医師会ゴルフ同好会コンペを20名の参加者で開催いたしました。当日は、初参加の北支部 井 誠先生ご夫妻をお迎えし、参加者各位それぞれ楽しみながらプレーを満喫いたしました。

プレー後の懇親会では、前回優勝の南支部石黒富雄先生の発声で乾杯の後、長谷川繁雄同好会会長により能登半島地震により被災された石川県の先生たちの助けになればということで、同好会の繰越金の中から義援金を贈ることが参加者に提案され賛同をいただきました。後日本会を通して送っていただく予定であります。

上位成績は以下の通りです。

優勝 増田 淳先生(衛生支部)38/39 77ストローク、ベスグロ
準優勝 山川 勝弘様(賛助会員)
第3位 梶山 巖先生(南支部)



後列左から 井 誠先生(北支部)、梶山 巖先生(第3位:南支部)、長谷川繁雄先生(ゴルフ同好会会長:東支部)
前列左から 井先生奥様、増田 淳先生(優勝:衛生支部)、山川勝弘様(準優勝:賛助会員)

次回は6月13日(木)PGM武蔵C.C.にて開催される予定です。和気あいあいの楽しい会ですので、会員の皆様の参加をお待ちしております。

※:ゴルフ同好会から寄贈された5万円は日本獣医師会令和6年度能登半島地震動物救護活動等支援金に送付させていただきます。(事務局)

おしらせ

畜安第1186-1号
令和6年1月15日

公益社団法人 埼玉県獣医師会
会長 中村 滋 様

埼玉県農林部畜産安全課長
渡辺 志保 (公印省略)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の
制定について (通知)

日頃より本県の家畜衛生行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
この度、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83
条の4第1項の規定に基づき、下記のとおり農林水産省令が公布、施行されました。
つきましては、貴会会員へ周知いただくとともに動物用医薬品の適切な使用について
御協力をお願いいたします。

記

1 改正の内容

「マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤」を「マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤(1mL当たりマルボフロキサシン100mg以下を含有するものに限る。)」に変更し、「マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤(前項に掲げるものを除く。)」の欄を加えるとともに、その使用者が遵守すべき基準について、「動物用医薬品使用対象動物」及び「用法及び用量」を設定。

2 施行日

令和6年1月15日

3 今般の改正に係る動物用医薬品

販売名：フォーシル (明治アニマルヘルス株式会社)

畜安第1275-2号
令和6年3月22日

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 中村 滋 様

埼玉県農林部畜産安全課長
渡辺 志保 (公印省略)

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の
指定等の基準について (通知)

獣医事行政の推進については、日頃から格別の御理解・御協力を賜り厚くお礼申
し上げます。

さて、獣医療法施行規則の一部を改正する省令 (令和5年農林水産省令第52
号) の施行に伴い、獣医療法施行規則第24条第1項第2号の規定に基づき農林水
産大臣の指定する者の認定を受けることで、獣医師の専門性に関する広告が可能と
なっております。

今般、同号の規定に基づき農林水産大臣が指定を行うに当たり、その基準を別記
1のとおり定めるとともに指定に係る申請手続等を別記2のとおりとなつた旨、別
添のとおり令和6年3月18日付け5消安第7539号により農林水産省消費・安
全局長から通知がありましたので、お知らせします。

担 当 家畜衛生担当 河津
電 話 048-830-4174
F A X 048-830-4837

(別記1)

農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定を行う者の指定等の基準

- I. 認定要件確認機関の基準

獣医療法施行規則 (平成4年農林水産省令第44号。以下「規則」という。) 第24条
第1項第2号の規定により農林水産大臣の指定を受けて獣医師の専門性に関する認定
を行う者 (以下「認定要件確認機関」という。) の指定の基準は、次のとおりとする。

 1. 指定を受けようとする者が認定事務を適正かつ確実に実施するために、次に掲げ
る事項を記載した計画を適切に作成していること。
 - (1) 広告可能な専門性に係る名称の検討及び設定に関する事項
 - (2) IIに掲げる獣医師の専門性に関する認定要件の評価及び認定に関する事項
 - (3) 獣医師の登録情報の管理及び公表の実施の方法に関する事項
 - (4) その他必要な事項
 2. 指定を受けようとする者が1の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技
術的な能力を有する者であること。
 3. 指定を受けようとする者が獣医療に関する専門的な知識を有する者であつて、獣
医事に関する公益的な活動を長期間継続して実施しているものであること。
 4. 指定を受けようとする者が公平性・中立性の高い者であつて、財政的な安定性を
有しているものであること。
- II. 専門性認定団体の要件

認定要件確認機関が規則第24条第1項第2号の規定による認定 (以下「専門性認定」
という。) を行うに当たり、専門性認定を受けようとする獣医師がその認定要件を満た
しているかどうかを確認する者 (以下「専門性認定団体」という。) の要件は、次のと
おりとする。

 1. 専門性認定を受けようとする獣医師に対して、次の条件を付すこと。
 - (1) 当該専門性認定を受けようとする獣医師の講習会受講を必須とすること。
 - (2) 当該専門性認定を受けようとする獣医師の専門性取得のために、十分な臨床歴又
は研究歴を有することとなること。
 - (3) 当該専門性認定を受けようとする獣医師が学会又は論文発表を行うこととなるこ
と。
 2. 適正な選定試験を行っていること。
 3. 定期的な専門性認定の更新を含む専門性に関する資格の取得条件を規程により定
めて公表するとともに、認定更新が形骸化しないようにしていること。
 4. 資格者名簿を公表していること。
 5. 活動実績として次に掲げる要件を満たす者であること。
 - (1) 一定の活動実績を有し、その内容を公表していること。
 - (2) 定期的に獣医学に関する学術集会 (オンラインによるものを含む。) を開催して
いること。
 - (3) 定期的に獣医学に関する情報発信をしていること。
6. 法人格を有していること、100名以上の会員を有する団体であることその他の財
政的な安定性を有していること。

III. 第三者による評価

1. 認定要件確認機関の認定事務について、認定事務に関与しない第三者が評価できる体制をとること。
2. 認定要件確認機関及び専門性認定団体が同一である場合は、認定事務について、外部有識者を一定数含めた第三者が評価できる体制をとること。

IV. その他

1. 認定要件確認機関が2つ以上となる場合には、各指定機関は、相互に連携を図ること。
2. 規則第24条第1項第2号の規定による認定は、認定要件確認機関及び専門性認定団体の連名（認定要件確認機関及び専門性認定団体が同一である場合にあっては、当該認定要件確認機関の名称）により行おうとする等両者により認定制度が実施されている旨を明確にすること。

(別記2)

認定要件確認機関指定のための申請手続等について

1. 獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号。以下「規則」という。）第24条第1項2号の規定に基づく農林水産大臣の指定を受けようとする者は、別記様式の申請書を農林水産大臣に提出することとする。
2. 農林水産大臣は、1により提出のあった申請書の内容に基づき、認定要件確認機関（別記1に規定する認定要件確認機関をいう。以下同じ。）として適当と認められる機関を指定する。
3. 農林水産大臣は、2により認定要件確認機関の指定を行った場合には、その旨を獣医事審議会に報告することとする。
4. 認定要件確認機関が認定事務を実施できなくなった場合（別記1のIに掲げる基準を満たさなくなった場合及びそのおそれがある場合を含む。）には、農林水産大臣は、規則第24条第4号の規定に基づき、その指定を取り消すものとする。
5. 認定要件確認機関は、少なくとも毎年1回、農林水産大臣にその活動状況を報告することとする。
6. 農林水産大臣は、5による報告の内容を踏まえ、獣医事審議会の意見を聴いた上で、必要なら是正措置を講じ、又は規則第24条第2項4号の規定に基づき、その指定を取り消すものとする。

(別記様式)

年 月 日

農林水産大臣 宛て

申請者
所在地
代表者氏名

認定要件確認機関の指定申請について

下記の機関について、獣医療法施行規則第24条第1項2号の規定に基づき指定を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

記

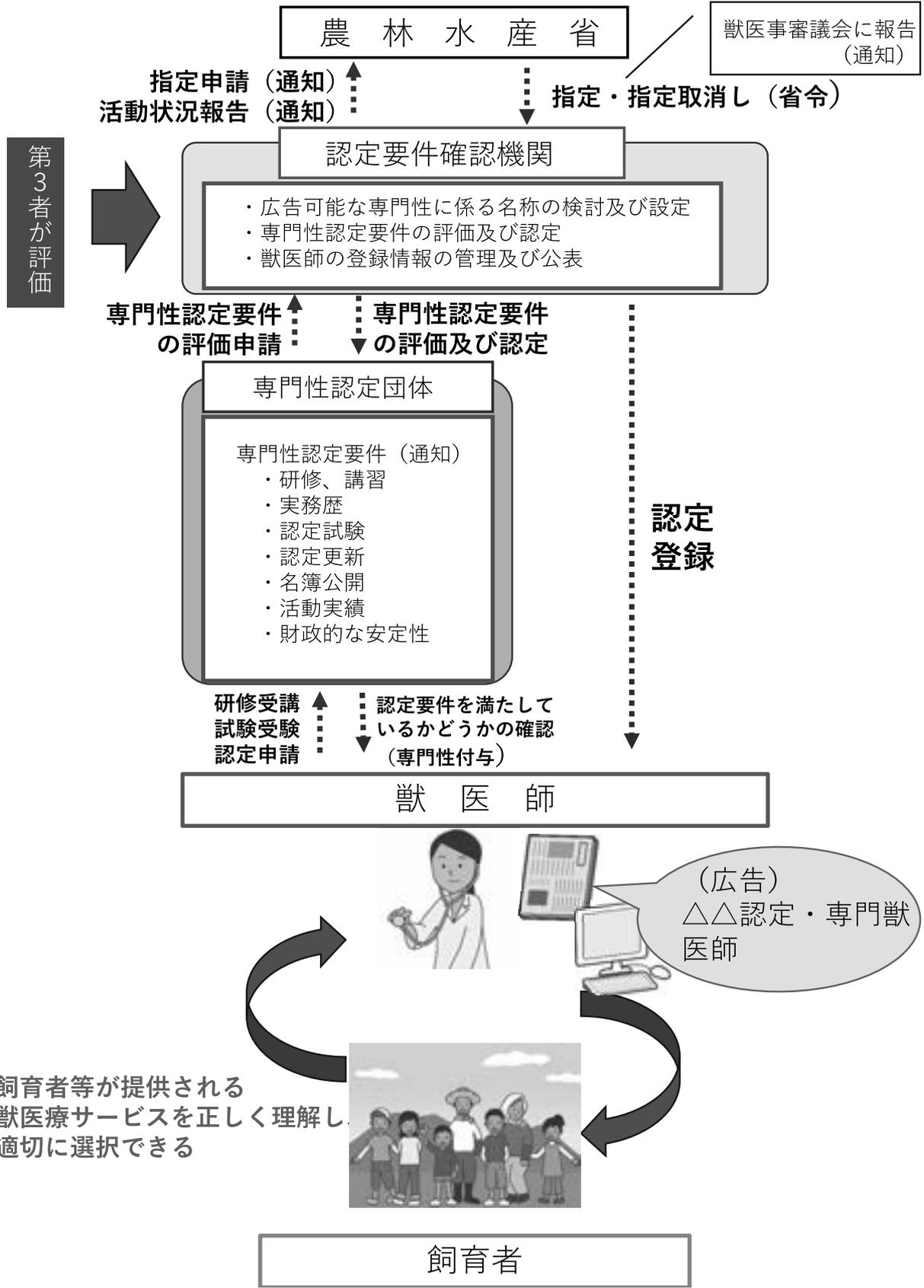
機関の名称

所在地

(別添)

- 1 定款及び登記事項証明書
- 2 届出の日の属する事業年度の直前の事業年度(申請の日の属する事業年度の直前の事業年度が最終事業年度(一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第2号に規定する最終事業年度をいい、一般財団法人にあっては同条第3号に規定する最終事業年度をいう。以下同じ。)でないときは、最終事業年度)の貸借対照表及び当該事業年度の財産目録
- 3 届出の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 4 届出の申請に関する意思の決定を証する書類
- 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 6 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 7 認定事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - (1) 認定事務を行う時間及び休日に関する事項
 - (2) 認定事務を行う事務所に関する事項
 - (3) 認定事務を行う組織、運営、その他実施体制に関する事項
 - (4) 認定事務の実施における個人情報保護及び情報セキュリティに関する事項
 - (5) 認定事務の実施に必要なシステムの構築及び保守運用に関する事項
 - (6) 認定事務に関して知り得た情報の管理(情報の安全性を確保するために必要な措置を含む。)及び秘密保持に関する事項
 - (7) 認定事務に関して知り得た情報の漏洩が生じた場合の措置に関する事項
 - (8) 認定事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - (9) 認定事務に関する標準的な作業時間及び手順に関する事項
 - (10) 相互連携その他認定事務の実施に必要な事項及びこれに付随する事項

獣医師の専門性に関する広告制限の特例に係る仕組み (獣医療法施行規則第24条第1項第2号)



畜安第1349-4号
令和6年3月28日

公益社団法人埼玉県獣医師会会長 様

埼玉県農林部畜産安全課長
渡辺 志保（公印省略）

埼玉県における豚熱ワクチン接種の新制度に係る関係規程の制定について
(通知)

日頃より、本県家畜衛生行政に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県内養豚農家等で飼養される豚等に対する豚熱ワクチン接種については、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下「指針」という。）」により、家畜伝染病予防法第6条に基づく家畜防疫員による接種を実施してきたところです。

しかし、国内における豚熱の感染拡大に伴い、国が指針の改正を行い、家畜防疫員以外が接種できる体制が整備されました。

このたび、本県においても、家畜防疫員以外の接種を可能とするため、下記のとおり関係規程を制定しました。

つきましては、貴会会員に周知いただき、新たな制度の活用について、御理解、御協力くださるようよろしくお願いいたします。

記

- 1 埼玉県知事認定獣医師認定要領
- 2 埼玉県登録飼養衛生管理者登録要領
- 3 埼玉県における知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者に係る豚熱ワクチン使用許可要領

埼玉県知事認定獣医師認定要領

令和6年3月28日 畜安第1349-1号

(目的)

第1条 本要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の第2項に基づき「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という。）に規定された知事が認定する獣医師（以下「知事認定獣医師」という。）の認定について必要な事項を定める。

(認定要件)

第2条 知事は、獣医師又は獣医師の所属する法人及び診療施設（以下「獣医師等」という。）が、次の各号をすべて満たすと認めた場合に、当該獣医師等に対し認定を行うものとする。

- (1) 定期的に農場に立入及び巡回をし、県の家畜防疫員と同等以上に適時に豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種ができること。
- (2) 県が行う講習会を受講し、ワクチン接種に必要な知識を取得していること。ただし、家畜防疫員として豚熱ワクチン接種を行ったことがある者は、講習会を受講した者と同等の知識があるものとみなす。
- また、法人又は診療施設であって、当該診療施設の主たる診療獣医師若しくはその所属する獣医師を統括する立場にある獣医師が代表して講習会を受講し、認定を受けようとする当該診療施設所属の獣医師の全員に対し、その内容について責任をもって伝達することができる場合には、これを認める。
- (3) 家畜保健衛生所と緊密に連携を取り、その指示に従うこと。
- (4) 自身がワクチン接種を行う農場において、飼養衛生管理遵守の指導・助言を行うこと。
- (5) 指針に基づき規定される認定農場として、別途知事に認定されている農場において、豚等の診察を行った上で、指針に基づく「豚熱ワクチン接種票」を交付する場合にあっては、当該農場における接種が適切なものとなるよう指示・監督するとともに、飼養衛生管理遵守の指導を適切に実施できること。

(認定申請)

第3条 認定を受けようとする獣医師等は、以下のとおり申請を行う。

(1) 申請時の提出書類

- イ 認定を受けようとする者は、知事認定獣医師認定申請書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、以下の添付書類を添えて申請する。
- ロ 獣医師免許証の写し（県内診療施設は省略可。ただし、獣医師法第3条に基づき適切に届出を行っている施設に限る。）
- イ 知事認定獣医師認定申請に係る誓約書（様式第2号）

ウ 県が行う講習会を受講したことがわかる書類（家畜防疫員として豚熱ワクチン接種を行ったことがある者は、省略可。）

エ 定款の写し（申請者が法人の場合に限る。原本証明したもの。）

オ 登記事項証明書（申請者が法人の場合に限る。ただし、登録を受けようとする日から3か月以内に取得したもの。）

カ 開設届の写し（申請者が県外の診療施設の場合に限る。）

キ 認定を受けようとする獣医師名簿（申請者が法人の場合、又は一診療施設において複数人の申請を行う場合に限る。）

ク 雇用証明書（申請者が法人の場合、又は一診療施設において複数人の申請を行う場合に限る。）

ケ その他県が認定に必要な書類

ただし、ア～ウ、キ及びクについては、認定を受けようとする獣医師全員分を提出しなければならない。

(2) 書類の提出先

県内の診療施設については施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長、県外の診療施設についてはワクチン接種を行うおとする農場の所在地を管轄する家畜保健衛生所長とする。

(3) 申請事項の変更

知事認定獣医師は、認定を受けた内容に変更が生じたときは、認定申請内容変更届（様式第3号）に必要な事項を記入し、変更後30日以内に、前号の家畜保健衛生所長へ提出する。

(4) 認定の辞退

知事認定獣医師は、その認定を辞退しようとするときは、認定証を添付の上、知事認定獣医師辞退届（様式第4号）を、認定を受けた家畜保健衛生所長へすみやかに提出する。

(審査)

第4条 家畜保健衛生所長は、前条の申請を受理した場合には、第2条の認定要件に基づき申請内容を審査する。審査の結果、適正と認める場合は、認定を行う。ただし、認定にあたっては、指針に基づくワクチン接種プログラムについて、農林水産省に事前の確認を受けるものとする。

- 2 申請者が認定要件を満たしていないこと等により認定しない場合は、知事認定獣医師不認定通知書（様式第5号）により申請者へ通知する。

(認定証の交付)

第5条 家畜保健衛生所長は、第4条第1項により知事認定獣医師として認定した場合、認定証（様式第6号）を交付する。認定証の取扱いについては以下のとおりとする。

- (1) 認定証は、獣医師ごとに交付する。
- (2) 知事認定獣医師は、ワクチン接種の職務に従事する場合は、認定証を携帯し、請求があったときには、これを提示しなければならない。

- (3) 知事認定獣医師は、認定証の記載内容に変更を生じた場合又は認定証をき損し、汚し、又は失ったときは、知事認定獣医師認定証書換え交付（再交付）申請書（様式第7号）により、認定証の書換え交付又は再交付を申請することができる。
- (4) 前号の申請を受けた家畜保健衛生所長は、変更内容等を確認した上で、認定証の書換え交付又は再交付をするものとする。

（認定獣医師名簿の整備）

第6条 知事は、第4条により知事認定獣医師を認定したときは、その管轄する家畜保健衛生所に認定獣医師名簿を整備する。

（認定の期間）

第7条 知事認定獣医師の認定をする期間は、原則として、認定の日から3年以内の9月末日までとし、必要に応じ、知事が別途定める日までとする。

2 知事認定獣医師の認定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 知事認定獣医師は、その認定の更新にあたり、県の行う講習会等を受講し、豚熱ワクチン接種に係る最新の知見等を習得するよう努めなければならない。

（認定の更新）

第8条 知事認定獣医師の認定を更新しようとする獣医師等は、知事認定獣医師認定更新申請書（様式第8号）に必要事項を記入の上、更新申請を行う。添付書類等については、第3条の（1）及び（2）を準用する。

2 前項の申請は、認定期間が終了する1か月前までに行わなければならない。

（認定の取消）

第9条 知事は、知事認定獣医師が、次の各号のいずれかに該当する場合、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条の認定要件を満たさなくなつたとき。
- (2) 法第50条に基づく豚熱ワクチンの使用許可をしない、又は許可を取り消したとき。
- (3) 知事認定獣医師が死亡し、もしくは失踪の宣告を受けたことが確認されたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (5) 知事認定獣医師として相応しくない事由が発生したとき。
- (6) その他、知事認定獣医師としての認定を取り消すべきと家畜保健衛生所長が判断したとき。

（認定証の返納）

第10条 知事認定獣医師は、第3条の（4）により認定を辞退する場合、第7条により認定期間を過ぎた場合、若しくは第9条により認定を取り消された場合は、認定証を第3条の（2）の家畜保健衛生所長へすみやかに返納するものとする。

（その他）

第11条 家畜保健衛生所長は、本要領に基づく事務の実施状況について、畜産安全課長へ報告することとする。

2 この要領の定めのため必要な事項は、畜産安全課長が定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

5日獣発第348号
令和6年2月16日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正について

このことについて、令和6年1月29日付け5消安第5431号をもって農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、昭和51年農林省令第35号（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令）の一部が下記のとおり改正され、令和6年1月29日付けで公布、施行されたことについて周知を依頼されたものです。

記

- ・省令別表第1の1の(2)及び(5)に、対象家畜を規定する。
- ・省令別表第2の6の(14)の⑧に、試験法について規定する。
- ・省令別表第2の7の(2)に、試薬・試液について規定する。
- ・省令別表第2の8の(141)に、成分規格を規定する。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

5 日 獣 発 第 369 号
令和 6 年 3 月 11 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13
条第1項の規定に基づく届出の基準について」の一部改正について**

このことについて厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課から別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項の規定に基づく届出の基準について」(平成17年6月20日健感発第0620002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)で示されている、届出通知の別紙「獣医師の届出基準」及び別記様式(届出様式)の一部を改正し、令和6年3月6日に適用されたことについて、会員への周知を求められたものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしくお願いいたします。

※別添省略

別記様式

保健所コード

感染症発生届（動物）

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第13条第1項及び第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日（令和 年 月 日）

届出者の氏名 _____

診療に従事する施設の名称 _____

（届出者が獣医師である場合に記載）

届出者の所在地・電話番号 _____ 電話（ _____ ）

（届出者が獣医師であって診療に従事する施設がある場合は当該施設の住所・電話番号を記載）

1	動物（死体）の所有者の氏名
2	動物（死体）の所有者の住所 電話（ _____ ）
3	動物（死体）の所在地
4	動物が出生し、若しくは捕獲された場所又は飼育され、若しくは生息していた場所

5 感染症の名称及び動物の種類	<p>（該当する番号を囲むこと）</p> <p>① エボラ出血熱のサル（サルの種類） _____</p> <p>② マールブルグ病のサル（サルの種類） _____</p> <p>③ ベストのプレーリードッグ（プレーリードッグの種類） _____</p> <p>④ 重症急性呼吸器症候群の <small>（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）</small> イタチアナグマ、タヌキ、ハクビシン ※いずれかの動物を囲むこと</p> <p>⑤ 細菌性赤痢のサル（サルの種類） _____</p> <p>⑥ ウエストナイル熱の鳥類（鳥の種類） _____</p> <p>⑦ エキノコックス症の犬（犬の種類） _____</p> <p>⑧ 結核のサル（サルの種類） _____</p> <p>⑨ 鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）の鳥類（鳥の種類） _____</p> <p>⑩ 中東呼吸器症候群のヒトコブラクダ <small>（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る）</small></p>
6 診断方法	<p>① 病原体検査（検体 _____） （方法 _____） （型 _____）</p> <p>② 血清学的検査（検体 _____） （方法 _____） （型 _____）</p> <p>③ その他（ _____） （該当するもの全てを記載すること）</p>
7	獣医師が感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要と認める事項

8	動物の症状及び転帰
9	初診年月日 令和 年 月 日
10	診断（検索※）年月日 令和 年 月 日
11	死亡年月日（※） 令和 年 月 日
12	推定される感染時期・感染原因 ・推定される感染時期 ① 令和 年 月 ② 注意義務をもっても特定できず ・感染原因 ① { _____ } ② 注意義務をもっても特定できず
13	同様の症状を有する他の動物（死体）の有無 ① あり（ _____） （群の感染の場合その規模： _____） ② なし
14	人と当該感染動物との接触の状況 ① あり（ _____） ② なし

この届出は、診断後直ちに行ってください。

（注1）法第13条第2項の規定により動物の所有者等が届出を行う場合は、6及び10欄の「診断」は「所有する動物が、5欄で示す感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたと」、欄外の「診断後直ちに」は「所有する動物が、5欄で示す感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認めたとときに」に読み替えて記入すること。

（注2）1及び2欄については、所有者以外の者が管理する場合においてはその者の氏名及び住所、又は動物の所有者がない又は明らかでない場合においては占有者の氏名及び住所を、所有者又は占有者が法人の場合においては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地をそれぞれ記入すること。

（注3）5、6及び12～14欄は該当する番号等を○で囲み、9～11欄については年月日を記入すること。

※は、死亡した動物を検索した場合のみ記入すること。

事 務 連 絡

令和6年3月12日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 境 政 人

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、令和6年3月5日付け事務連絡をもって別紙のとおり通知がありました。

このたびの通知は、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第51号）が令和6年3月4日に告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。）が改正された旨、周知依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

※別添省略

5 日 獣 発 第 378 号
令和 6 年 3 月 18 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について

このことについて、令和 6 年 3 月 12 日付け感発 0312 第 3 号をもって厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長から、別添のとおり通知がありました。

この度の通知は、令和 6 年 12 月 31 日までの間、令和 6 年能登半島地震の発生によるやむを得ない事情により、規則第 11 条第 1 項又は第 2 項(これらの規定を同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について予防注射を受けさせたときは、当該期間内に予防注射を受けさせたものとみなすこととするよう、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を公布、施行したことについて各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長あてに通知したので、狂犬病予防業務の推進について連携協力されたいとするものです。

つきましては、貴会関係者への周知方、よろしく願いいたします。

※別添省略

事 務 連 絡
令和6年2月22日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
専務理事 境 政 人

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐（薬事審査管理班担当）から、令和6年2月9日付け事務連絡をもって別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第2項及び第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第5号）が別添のとおり同日公布、施行された旨、周知依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

※別添省略

令和5年度埼玉県獣医師会学術広報版

(令和6年3月20日現在)

年月日	産業動物	小動物	公衆衛生
4月			
5月			
6月21日(水)		北支部 「最近の感染症の話題と獣医療ネットワーク」 東京農工大学農学部附属感染症未来疫学研究センター 水谷 哲也 先生 【Zoomにて開催】	
7月			
8月			
9月3日(日)	令和5年度 関東・東京合同地区獣医師大会(埼玉) 獣医学術関東・東京合同地区学会 (さいたま市 ソニックシティ)		
10月			
11月29日(水)		東支部 「こんなことまでできる放射線治療～あなたの知らない世界～」 どうぶつの総合病院 塩満 啓二郎 先生・ 吉川 陽人 先生 (川口市 どうぶつの総合病院)	
12月1日(金) ～12月3日(日)	令和5年度 日本獣医師会獣医学術学会年次大会 (神戸市 神戸国際会議場)		
12月			
令和6年 1月21日(日)		さいたま市支部 「犬猫の眼科診療について」 大宮クレールどうぶつ眼科 中泉 直樹 先生 (さいたま市 With Youさいたま)	
1月30日(火)	農林支部 令和5年度埼玉県家畜保健衛生業績発表会 (さいたま市 埼玉会館)		
2月6日(火)		南支部 「犬猫の脳血管障害の診断と治療」 日本獣医生命科学大学 長谷川 大輔 先生 【Zoomにて開催】	
2月			衛生支部 健康福祉研究発表会 食肉衛生技術研修会
2月25日(日)		西支部 「動物とヒトのコロナウイルスとワクチン戦略」 京都大学医生物学研究所 宮沢 孝幸 先生 (川越市 東上パールビルヂング)	
3月6日(水)		北支部 「超音波検査で私達は何を見ているのか？ 超音波物理学で理解するエコー源性の世界」 米国獣医放射線学専門医 村上 正紘 先生 【Zoomにて開催】	
3月10日(日)		さいたま市支部 「犬猫の眼科診療について2」 大宮クレールどうぶつ眼科 中泉 直樹 先生 (さいたま市 With Youさいたま)	
3月27日(水)		東支部 「こんなことまでできる放射線治療～あなたの知らない世界～」 どうぶつの総合病院 塩満啓二郎 先生・ 吉川陽人 先生 【Zoom配信】	

事務局メモ

ホームページ会員専用ページ 入室は URL <http://www.saitama-vmc.org/>
ID: SVMA (半角・大文字) パスワード: MITSUO (半角・大文字)

令和6年

3月6日 埼玉県獣医師会学術講習会(北支部担当
Web開催)

3月10日 埼玉県獣医師会学術講習会(さいたま市
支部担当)(WithYouさいたま さいたま
市 中央区)

3月13日 狂犬病予防委員会・班長会議(さいたま
市 埼玉県農業共済会館)

3月22日 総務委員会(さいたま市 ソニックシ
ティ)

3月26日 第6回・第7回理事会(さいたま市 埼
玉県農業共済会館)

3月27日 埼玉県獣医師会学術講習会(東支部担当
Web開催)

4月7日 第1回関東・東京合同地区理事会・幹事
会(群馬県高崎市 Gメッセ群馬)

4月24日 監査会(さいたま市 埼玉県農業共済会
館)

4月24日 第1回獣医事調査委員会(さいたま市
埼玉県農業共済会館)

5月15日 埼玉県畜産会第1回理事会(熊谷市 ホ
テルヘリテイジ)

9月1日 令和6年度関東・東京合同地区獣医師大
会(群馬)・三学会(群馬県高崎市 Gメッ
セ群馬)

9月20日 全国獣医師会会長会議(東京都港区 明治
記念館)

9月21日 2024動物感謝デーinJapan(東京都 世田
谷区 駒沢オリンピック公園)

令和7年

1月24日 日本獣医師会獣医学術学会年次大会(宮
城県仙台市 仙台国際センター)

広告



クッシング症候群のお薬で
与えやすいフレーバー錠が
あるのはご存知ですか？

“与えやすさ”を
ザッと凝縮して開発

ワンちゃん大好き
牛肉
フレーバー※



投薬しやすい
錠剤タイプ



一目で分かる
規格別に
色分け



動物用医薬品 要指示 指定

トリロスタブ® 5・10・30・60

副腎皮質機能亢進症（クッシング症候群）に伴う諸症状の改善に

本剤はトリロスタンを有効成分とする犬用副腎皮質機能亢進症（クッシング症候群）治療薬です。



■販売元

ささえあ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号 <https://sasaeah.co.jp/>

■製造販売元

フジタ製薬株式会社

東京都品川区上大崎2丁目13番2号 <https://www.fujita-pharm.co.jp>

広告

人と動物の健やかな共生環境づくりに貢献します

ASCO

ONE to ONE dog food

CALL ONE™

総合栄養食

Your dog's food based on the **INTESTINAL FLORA INSPECTION**.
A good intestinal environment keeps good health.

腸内フローラケア

腸内フローラ検査から
おなかの弱点をピンポイントに補う
世界に1つだけの
“うちの子”専用
健康サポートフード



詳しくはアスコセールスまで！！

本社

〒441-8021

愛知県豊橋市白河町100番地

TEL 0532-34-3821 FAX 0532-33-3611

東京本社

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番地3号 日本橋本村ビル7階

TEL 03-6225-5790 FAX 03-6225-5791

営業所

・北海道支店

札幌

・東日本支店

前橋、松本、旭、茨城、栃木、東京

大宮、宮城、福島

・中日本支店

豊橋、安城、浜松、沼津、岐阜、名古屋

・西日本支店

広島、山口、米子、岡山、大阪、京都

編集後記

先日心理的安全性に関するセミナーを受講した。この概念の提唱者は、ハーバード大学のビジネススクールで教鞭を執るエイミー・C・エドモンドソン氏で、1999年に発表した論文「Psychological Safety and Learning Behavior in Work Teams」の中で心理的安全性とは自分の意見や気持ちを安心して表現できる状態のことで、上司や同僚に異なる意見を言ったとしても、人間関係が破綻したり、相手から拒絶されたりしないと感じる状態を指し、心理的安全性が高いと意見の対立があってもチーム内で安心して仕事に専念できるということであるとしている。

しかしこの意味を仲良しクラブや居心地が良いなどの状態と混同してはならない。ぬるま湯組織では、居心地の良さを維持するため、または他者との対立を避けるために自分の意見を主張しなかったり、相手の間違いを指摘しなかったりする状態が生じるが、心理的安全性が高い組織では、意見の対立が見られても、生産性を向上させるための活発なコミュニケーションが期待できるのである。

心理的安全性が注目されている背景には、2012年から4年間にわたりGoogleが行った「プロジェクト・アリストテレス」と呼ばれるプロジェクトが影響している。このプロジェクトでGoogleは180のチームを選別して、効果的なチームを作るために何が必要かをリサーチした。その結果、効果的なチームに必要なのは、「誰がチームのメンバーであるか」よりも「チームがどのように協力しているか」であることが判明した。個々の能力や働き方、仕事量、在職期間はあま

り重要ではないようである。

Googleによると、チームの効果性に影響を与える要素を重要度の高い順に並べると以下の通りである。

- ① 心理的安全性：チームの効果を高めるには、「チーム内で自分の間違いを認める」「質問する」「違うアイデアを披露する」など、リスクある行動を取っても馬鹿にされたり、罰せられたりしないという安心感が必要である。
 - ② 相互信頼：効果性が高いチームは、相互信頼が高く、質の高い仕事を時間内に達成する。
 - ③ 構造と明確さ：チームの効果を向上させるには、メンバーが仕事上で期待されていることや、それを達成するためのプロセス、個々の行動がもたらす成果について全員が理解している必要がある。
 - ④ 仕事の意味：仕事の意味は人によって異なるが、メンバーが仕事に対して目的意識を感じる事が重要である。
 - ⑤ インパクト：「自分の仕事には意義がある」または「自分がチームの目標達成に貢献できている」と感じると、チームの効果が向上する。
- これら5つの要素により、チーム内での他者への心遣いや小さな気づきも不安なく表現できるという安心感があってこそ、生産性や業務目標の達成、仕事へのやりがいなどを実現させることが可能となる。

人は社会でさまざまな組織に属することがあるが、その組織を発展させるためにはこの心理的安全性を意識した組織構築を行うことが重要であると考えます。

(黎明)



日本獣医師会・獣医師会活動指針

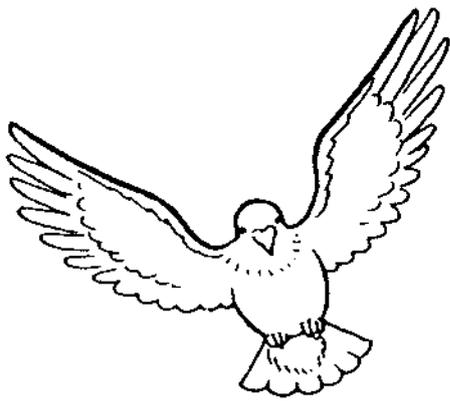
－ 動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。－

- 1 地球的課題としての食料・環境問題に対処する上で、生態系の保全とともに、感染症の防御、食料の安定供給などの課題解決に向け、「人と動物の健康は一つと捉え、これが地球環境の保全に、また、安全・安心な社会の実現につながる。」との考え方（One World-One Health）が提唱され、「人と動物が共存して生きる社会」を目指すことが求められている。
- 2 一方、動物が果たす役割は、食料供給源としてのほか、イヌやネコなどの家庭動物が「家族の一員・生活の伴侶」として国民生活に浸透するとともに、動物が人の医療・介護・福祉や学校教育分野に進出し、また、生物多様性保全における野生動物の存在など、その担うべき社会的役割は重みを増すとともに、一層多様化してきている。
- 3 他方、国民生活の安全・安心や社会・経済の発展を期する上で、食の安全性の確保や口蹄疫、トリインフルエンザ、狂犬病等に代表される新興・再興感染症に対する備えとともに、家庭動物の飼育が国民生活に普及する中で動物の福祉に配慮した適正飼育の推進が、更には、地球環境問題としての生物多様性の保全や野生鳥獣被害対策を推進する上での野生動物保護管理に対する関心が高まってきている。
- 4 我々、獣医師は、「日本獣医師会・獣医師倫理綱領－獣医師の誓い－95年宣言」が規定する専門職職業倫理の理念の下で、動物に関する保健衛生の向上と獣医学術の振興・普及を図ること等を通じ、食の安全性の確保、感染症の防御、動物疾病の診断・治療、更には、野生動物保護管理や動物福祉の増進に寄与するとの責務を担っている。
- 5 獣医師会は、高度専門職業人としての獣医師が組織する公益団体として、獣医師及び獣医療に対する社会的要請を踏まえ、国民生活の安全保障、動物関連産業界の発展による社会経済の安定、更には、地球環境の保全に寄与することを目的に、「動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」を活動の理念として、国民及び地域社会の理解と信頼の下で、獣医師会活動を推進する。

【参 考】

「One World-One Health」とは、動物と人及びそれを取り巻く環境（生態系）は、相互につながっていると包括的に捉え、獣医療をはじめ関係する学術分野が「ひとつの健康」の概念を共有して課題解決に当たるべきとの考え。2004年に野生生物保全協会（WSC）が提唱した。また、国際獣疫事務局（OIE）は、2009年に「より安全な世界のための獣医学教育の新展開」に関する勧告において、動物の健康、人の健康は一つであり生態系の健全性の確保につながるとする新たな理念として「One World-One Health」を実行すべきである旨を提唱している。

彩の国



さいたま

